

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第103号-続報②

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報②」について

情報通信第103号の続報です。最新の水際対策については、厚生労働省HPを確認ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

区分 (国・地域)	有効なワクチン接種証明書の有無	出国前72時間以内の検査	入国時の検査	入国後の待機期間
赤	なし	検査あり	検査あり	「3日間検疫施設待機（+施設検査陰性）」
	あり			「3日間自宅等待機+自主検査陰性」 <u>（検査を受けない場合は5日間待機）</u>
黄	なし	検査あり	検査あり	「待機無し」
	あり		検査なし	
青	なし	検査あり	検査なし	「待機無し」
	あり			

緩和

日本へ入国・帰国後に待機が必要な皆さまへ

「指定された待機期間中」のルール

【入帰国後指定された待機期間】

- ・ 自宅や宿泊施設（登録待機場所）で待機し、他者と接触しない
- ・ 毎日、位置情報と健康状態の報告を行う（誓約義務）

【滞在中】

- ・ 自感染防止対策を行う：マスク着用・手指消毒・3密回避

※正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

ワクチン接種証明書に関しても更新されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\\_vaccine.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html)

- ※ 待機期間中は、入国者健康居所確認アプリ（MySOS）により「入国者健康確認センター」がフォローアップを行います。
- ※ 体調不良の場合は、保健所等に連絡してください。